

フリーランスとの 業務委託契約に備える

Q

当社はフリーランスに業務委託をしています。法的な規制などについて教えて下さい。

A

フリーランスと業務委託を行う発注業者との関係では、交渉力やその前提となる情報収集力に格差があるなど、フリーランスは弱い立場にあることからフリーランスが安心して働ける環境を整備するためにフリーランス・事業者間取引適正化等法（以下、フリーランス法）が制定され施行されています。法の適用対象は発注事業者からフリーランスへの業務委託であり、フリーランスと取引する全ての事業者が対象となる法律です。

フリーランス法は、フリーランスとの業務委託取引について、⑦取引の適正化、④就業環境の整備という2つの観点から、発注する立場である事業者が守るべき義務と禁止行為を

定めています。

1. フリーランスと発注事業者の定義

フリーランスとは、業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないものとされます。企業等の従業員として雇用されている個人が、副業として他の事業者から業務委託を受ける場合も、フリーランスとされます。

一方、発注事業者とは、フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するものとされます。

2. 義務と禁止行為

(1) 取引条件の明示義務

フリーランスに対し業務委託した場合は、取引の条件を書面または電磁的方法（電子メール、SMS、SNSのメッセージ、チャットツール、FAXなど）により明示しなければなりません。電磁的方法で明示した場合

であっても、フリーランスから書面の交付を求められたときは、遅滞なく書面を交付しなければなりません。

(2) 明示すべき事項

明示すべき事項を表①にまとめました。③の給付・役務の内容には、品名、品目、数量（回数）、規格、仕様など明確に記載する必要があります。

また、⑦の報酬の額に関しては、具体的な報酬額を記載することが難しい場合は算定方法でも可能としています。また支払期日に関しては、具体的な支払日を特定する必要があります。

発注事業者は、給付を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めて、その日までに報酬を支払わなければなりません。支払期日を定めなかった場合には、物品等を実際に受領した日となります。ただし、再委託である場合は、必要事項を明示した場

鈴木義一

飯田橋労務管理事務所
（商工研相談業務委嘱先）
特定社会保険労務士

合に、例外的に元委託支払期日から30日以内のできる限り短い期間内に支払期日を定めることができます。毎月の特定日に報酬を支払うこととする月単位の締切制度での支払期日とするとは認められています。ただし、給付を受領した日から60日以内の支払という義務は適用されま

すので注意が必要です。

さらに、⑥および⑧は、該当する取引である場合のみ明示が必要な事項となります。

(3) 発注事業者の禁止行為

フリーランスに、1カ月以上の業務委託をしている発注事業者には、フリーランスに責任がない場合、表②の7つの禁止行為が定められています。

(4) 募集情報の確表示義務

発注事業者は、広告等によりフリーランスを募集するにあたり、募集情報の事項として、⑦業務の内容、④業務に従事する場所・期間・時間に関する事項

⑤報酬に関する事項、⑥契約の解除・不更新に関する事項、⑦フリーランスの募集を行う者に関する事項について表示する場合には、虚偽の表示・誤解を生じさせる表示となっていないか、正確かつ最新の内容となっているかを確認する必要があります。

(5) 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務

発注事業者は、フリーランスからの申出に応じて、6カ月以上の期間で行う業務委託（契約の更新により6カ月以上継続するものを含む）について、フリーランスが妊娠、出産、育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければなりません。6カ月未満の期間で行う業務委託についても、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければならないとしています。フリーランスからの申出があった場合、⑦申出の内容等の把握、④取り得る選択肢の検討、⑤配慮の内容の伝達・実施／配慮不実施の伝達・理由説明等が求められています。

表① 明示義務のある取引条件事項

- ①発注事業者とフリーランスそれぞれの名称
- ②業務委託をした日（業務委託することを合意した日）
- ③給付・役務の内容（フリーランスに委託する業務の内容）
- ④給付を受領・役務の提供を受ける期日（いつまでに納品するのか、いつ作業するのか）
- ⑤給付を受領・役務の提供を受ける場所（どこに納品するのか、どこで作業するのか）
- ⑥給付の内容について検査する場合は、検査を完了する期日
- ⑦報酬の額および支払期日
- ⑧現金以外の方で報酬を支払う場合は、支払方法に関する事

(6) ハラスメント対策に係る体制整備義務

ハラスメントによりフリーランスの就業環境を害することのないよう、相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければなりません。また、フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはなりません。

ハラスメント対策の体制整備として発注事業者が講ずべき措置として、⑦ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、①相談（苦情を含む）に応じ、適切に

表② 発注事業者の禁止行為

- ・受領拒否…委託した物品や情報成果物の受領を拒むこと。発注事業者の一方的な都合による発注取消しや、納期を延長することで、予め定めた納期に受け取らないことなど。
- ・報酬の減額…業務委託時に定めた報酬額を、後から減らして支払うこと。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為は禁止されています。
- ・返品…フリーランスに委託した物品や情報成果物を受領後に引き取らせること。ただし、不良品などがあった場合、受領後6カ月以内に限り返品することは認められています。
- ・買ったたき…フリーランスに委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬を定めること。
- ・購入・利用強制…フリーランスに委託した物品等の品質を維持、改善するためなど正当な理由がないのに、発注事業者が指定する物や役務を強制して購入、利用させること。
- ・不当な経済上の利益の提供要請…発注事業者が自己のために、フリーランスに金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることによってフリーランスの利益を不当に害すること。
- ・不当な給付内容の変更・やり直し…費用を負担せずに、フリーランスの給付内容を変更させたり、フリーランスの給付を受領した後に給付をやり直させたりして、フリーランスの利益を不当に害すること。発注側の都合で、発注を取り消したり、やり直しをさせる場合には、フリーランスが作業に要した費用を負担する必要があります。

出所：表①②筆者作成

対応するために相談窓口を設置し、フリーランスに周知すること、相談窓口担当者が相談に適切に対応できるようにすることが定められています。

(7) 中途解除等の事前予告・理由開示義務

発注事業者は、6カ月以上の期間で行う業務委託について、契約の中途解除または不更新をしようとする場合、解除日または契約満了日から30日前までにその旨を予告しなければなりません。予告がされた日から契約が満了するまでの間に、フリー

ランスが解除の理由を発注事業者に請求した場合、災害などのやむを得ない事由により予告が困難な場合等の例外事由に該当する場合を除いて、遅滞なく開示しなければなりません。「契約の解除」とは発注事業者からの一方的な契約の解除を指し、フリーランスからの一方的な契約の解除は含まれません。「契約の不更新」とは、発注事業者が不更新をしようとする意思を持って、契約満了日から起算して1カ月以内に次の契約を締結しない場合です。

